

令和3年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	生活困窮者就労準備支援事業			整理番号	— —
				担当課係	生活福祉課
事業予算費目	款	3	民生費	記入者職・氏名	
	項	1	社会福祉費	内線等	160
	目	2	社会福祉費	事業区分	経常事業
	大事業	8	生活困窮者自立支援事業	事業期間	令和3年～ 年度
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）				
根拠法令等	生活困窮者自立支援法				

■事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）により、生活困窮者の自立支援強化のため、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業を実施する努力義務が創設され、令和元年度から令和3年度までの間を集中実施期間としている。

複合的な課題を抱える傾向にある生活困窮者に対する支援には、個々人の課題等に合わせ、様々な支援を組み合わせる「包括的」な支援を行うことが効果的であり、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業を実施することにより、三事業間の相互補完的・連続的な支援を可能にし、包括的支援の強化を図るため令和3年度より実施するものである。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業である。一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的に、生活リズムを整える、他者との適切なコミュニケーションを図ることができるようにする等の日常生活自立・社会生活自立に関する支援から、就労体験の機会を提供しつつ一般就労に向けた技法や知識の習得等を促す就労自立に関する支援を計画的かつ一貫して提供する。事業の実施については委託により実施する。
事業の目的	効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）
	自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の相互補完的・連続的な支援を高めることにより、生活困窮者に対する効果的な支援が可能となり、生活保護に至る前に就労自立が可能となる。

■総合計画(前期基本計画)との整合性

事業目的が総合計画(前期基本計画)上の施策に結びついているか？	<input checked="" type="checkbox"/> いる	総合計画(前期基本計画)上の位置付け	基本目標	5. 健やかな暮らしづくり
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	② ひとりひとりが輝けるまちづくり
			中項目	5-2地域福祉の充実
			小項目	自立支援の推進
(理由) 生活困窮者就労準備支援事業を行うことは、総合計画（前期基本計画）の上記項目に謳われている「自立支援の推進」「生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化、相談内容に応じた支援を行うことにより、対象者が自立できるよう支援していく」との内容に合致しており、総合計画（前期基本計画）との整合性が図られている。				

■他の自治体の類似する政策との比較検討

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）により、就労準備支援事業と家計改善支援事業（以下、「両事業」という。）の実施が努力義務とされ、国及び都道府県等は両事業が計画的かつ効果的に実施されるよう必要な措置を講ずることにより、3年間の集中実施期間（令和元年から令和3年度まで）での完全実施を目指すよう要請されている。

県内自治体の取り組み状況としては、徳島県(16町村)、徳島市、鳴門市、阿南市、美馬市が実施済みである。

■市民参加の実施の有無とその内容 (有 ・ 無) ○を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）	市内在住の生活困窮者
	事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか） 一般就労を希望する生活困窮者の中には、複雑かつ複合的な課題を抱え、直ちには一般就労に至らない方も多く存在する。このような従来の雇用施策の枠組みでの支援になじまない方々に対する支援を強化・充実することで就労自立による生活困窮状態からの脱却を目指す。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)	特になし
	事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか) 生活困窮者への自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的な実施が促進されており、国からは生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施等に関する指針（平成30年・厚生労働省告示第343号）が示され、また、利用促進や定着支援に要する費用等を基準額に加算する仕組みを設けるなど、令和元年度～令和3年度の3年間で集中実施期間とし完全実施を目指している。

■事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	14,680	2,936	2,936	2,936	2,936	2,936
		地 方 債	0					
		その他（利用者負担等）	0					
		一 般 財 源	7,340	1,468	1,468	1,468	1,468	1,468
	A 直接事業費（千円）	22,020	4,404	4,404	4,404	4,404	4,404	
	人件費	正 規 職 員 数	0.50 人	0.10 人	0.10 人	0.10 人	0.10 人	0.10 人
		職 員 人 件 費 ①	4,125	825	825	825	825	825
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等 ②	0					
	B 人件費計（千円）①+②	4,125	825	825	825	825	825	
A + B	26,145	5,229	5,229	5,229	5,229	5,229		
有効性について	① この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> a ない	理由	就労準備支援事業と家計改善支援事業（以下、「両事業」という。）の実施は、努力義務とされ、国及び都道府県等は両事業が計画的かつ効果的に実施されるよう必要な措置を講ずることにより、3年間の集中実施期間（令和元年から令和3年度まで）での完全実施を目指すよう自治体に対し要請されており、県内においてもすでに本事業を実施もしくは実施の見込みとする自治体が多いことから、行わないとすれば、自治体間での格差が生じる。				
	② 類似事業との整理統合はできないか？	<input checked="" type="radio"/> できない <input type="radio"/> a できる	理由	生活に困窮しているが生活保護にまでは至らない者を対象にして新たに開始される事業であり、類似事業との整理統合はできない。				
	③ 成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="radio"/> ない <input checked="" type="radio"/> a ある	理由	生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業の三事業を一体的に行うことにより、包括的な支援体制の構築が期待される。				
◎改善・効率化・見直しの方向性 ※上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	①							
	②							
	③	生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業の三事業を一体的に行うことにより、包括的な支援体制の構築が期待される。						
所属長による総合的なコメント								
平成30年に生活困窮者自立支援法が改正され、就労準備支援事業と家計改善支援事業の実施は努力義務とされたが、同時に「厚生労働大臣は、両事業の適切な実施を図るため必要な指針を公表する」と規定がなされた。3年間の集中実施期間での両事業の完全実施を目指す国等からの要請は、この規定に基づくものである。また、同法の改正では生活困窮者の課題等に合わせ、様々な支援を包括的に行うことも明確にされた。両事業の実施は、国等からの要請でもあるが、生活保護に至る前の第2のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度の更なる機能強化となり、生活保護受給者数の軽減も期待できることから、両事業を市が実施すべきであると考え。								